

記者発表資料

教職員の懲戒処分等について

令和7年6月13日

広島県教育委員会

令和7年6月13日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

県西部 公立小学校 教諭 (61歳)	停職3月	令和6年1月23日（火）から同月26日（金）、同年8月27日（火）から同年9月6日（金）、同年12月13日（金）、令和7年1月20日（月）から同月21日（火）、同年2月3日（月）、同月7日（金）及び同月10日（月）の計19日間の特別休暇（病気休暇及び家族の看護等に係る休暇）について、虚偽の申請をして勤務を欠いた。 さらに、令和7年3月、所属校を管轄する教育委員会から特別休暇の取得理由に係る証拠書類の提出を求められ、特別休暇の虚偽申請の事実を隠蔽するため、医師の診断書5件、両親の入院申込書2件を偽造して提出する等により虚偽の報告をした。 これらの行為は、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条及び職務に専念する義務を定めた同法第35条の規定に違反する。
県西部 公立中学校 教諭 (27歳) (臨時的任用職員)	戒告	令和7年4月17日（木）から同月19日（土）及び同月22日（火）から同月24日（木）の計6日間、正当な理由なく無断で勤務を欠いた。 この行為は、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条及び職務に専念する義務を定めた同法第35条の規定に違反する。

※ 上記の関係所属長のうち、所属職員に対する指導・監督が不十分であった所属については、厳重注意の措置を講ずるよう、令和7年6月13日付けで、当該教育委員会へ通知しました。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 園山 和志

（電話） 082-513-4924

（内線） 4924

（e-mail） kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp